

北九州市特別支援教育推進プラン

平成29年1月

北九州市教育委員会

はじめに

北九州市では、平成 21 年に策定された「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（その後、平成 26 年に改訂）に基づいて教育の振興を図っており、特別支援教育はその重点取組の一つとして位置付けられています。これまでの取組により、特別支援学級の増設、市費講師等の配置・活用、東部地域における特別支援学校の再編整備などの一定の成果を上げることができました。

一方で、教育的ニーズのある子どもの数は増加傾向にあり、また個々の状態や必要な指導・支援の在り方も様々であることから、相談支援体制の整備、教員の専門性の向上、関係機関や外部専門家等と連携した重層的な支援体制の構築、施設・設備面の整備等が課題となっています。

我が国では、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」を批准しましたが、それまでの間に障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定などの国内法整備が進められてきました。平成 24 年に中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においても、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境や支援体制を更に整備していくことなどが提言されています。

そこで、こうした動向も踏まえた上で本市における特別支援教育の課題を一度整理し、中長期的な視点で本市の特別支援教育の方向性を定め、多様な教育的ニーズにより適切に対応していくことができるよう、「北九州市特別支援教育推進プラン」を策定いたしました。

このプランは、企業（約 800 社）・保護者（約 3,000 人）・特別支援教育コーディネーター（約 300 人）を対象としたアンケート調査の結果、外部有識者等によって構成された「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」での議論、さらに、市議会での議論やパブリックコメントの募集を通じて寄せられた市民の意見など、たくさんの方々の思いが詰まったプランです。

本プランを基に、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実、子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成に努めるとともに、子どもたちや保護者、市民の皆様の障害者理解を促進し、共生社会の形成に結びつけていくことができるよう、取組の充実を図っていきたいと考えています。

本プランの策定に当たりご協力いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、特別支援教育に対する市民や関係者の皆様の更なるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 29 年 1 月
北九州市教育委員会

北九州市特別支援教育推進プラン

— 目 次 —

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

- 1. 国内外の動向 . . . 1
- 2. 北九州市におけるこれまでの取組
(障害者福祉、子育て支援及び教育分野) . . . 2

第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

- 1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題 . . . 6
- 2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け . . . 8
- 3. 外部有識者等からの意見
(「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」) . . . 9

第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」の策定 . . . 11

- 1. プランの趣旨及び位置付け
- 2. プランの期間
- 3. プランの方向性
- 4. 「5つの視点」

第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

- 1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 . . . 14
(子どもたちへの支援の在り方等)
 - (1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
 - (2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
 - (3) 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
 - (4) 「交流及び共同学習」の推進
 - (5) 就労支援の充実、福祉等との連携

2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）	・ ・ 21
(1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実	
(2) 相談窓口等を分かりやすく周知	
(3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進	
3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）	・ ・ 26
(1) 教職員の指導力及び専門性の向上	
(2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実	
(3) 専門性の継承、中核教員の育成	
(4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実	
4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）	・ ・ 31
(1) 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもへの情報提供）	
(2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介	
(3) 「交流及び共同学習」の推進	
(4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど	
5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）	・ ・ 35
(1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備	
(2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応	

● 資料編 ●